

特別職の就任について

副市長及び教育委員会委員の就任について、本日議会の同意が得られましたので、次のとおり、お知らせします。

副市長

《後任者》

氏名	任期	備考
ひらはら としひで 平原 敏英	令和2年4月1日～令和6年3月31日	再任
しろ ひろとし 城 博俊	令和2年4月1日～令和6年3月31日	交通局長
はやし たくみ 林 琢己	令和2年4月1日～令和6年3月31日	経済局長

※副市長の事務分担については、裏面を御覧ください。

※市会本会議終了50分後より新任者2名による会見を記者会見室（市庁舎2階）にて行う予定です。

【参考】（前任者）

氏名	任期	備考
ひらはら としひで 平原 敏英	平成28年4月1日～令和2年3月31日	
わたなべ かつのり 渡辺 巧教	平成25年11月1日～令和3年10月31日	令和2年3月31日 退任予定
あらかだ ゆり 荒木田 百合	平成30年4月1日～令和4年3月31日	令和2年3月31日 退任予定

教育委員会委員

《後任者》

氏名	任期
しおうえん まさくに 四王天 正邦	令和2年4月1日～令和6年3月31日

【参考】（前任者）

氏名	任期
みやうち たかひさ 宮内 孝久	平成28年4月1日～令和2年3月31日

※市会本会議終了30分後より市長応接室（市庁舎2階）にて辞令交付式を行う予定です。

（冒頭取材可能です）

【参考】

◆地方自治法（昭和22年4月法律第67号）【抜粋】

第162条 副知事及び副市町村長は、普通地方公共団体の長が議会の同意を得てこれを選任する。

第163条 副知事及び副市町村長の任期は、四年とする。

◆地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年6月法律第162号）【抜粋】

（任命）

第4条

2 委員は、当該地方公共団体の長の被選挙権を有する者で、人格が高潔で、教育、学術及び文化（以下単に「教育」という。）に関し識見を有するもののうちから、地方公共団体の長が、議会の同意を得て、任命する。

（任期）

第5条 教育長の任期は三年とし、委員の任期は四年とする。ただし、補欠の教育長又は委員の任期は、前任者の残任期間とする。

副市長の事務分担 (令和2年4月1日～)

	平原 敏英 副市長 (職務代理順序 第1順位)	小林 一美 副市長 (職務代理順序 第2順位)	城 博俊 副市長 (職務代理順序 第3順位)	林 琢己 副市長 (職務代理順序 第4順位)
局等	1 総務局 2 建築局 3 都市整備局 4 道路局 5 港湾局 6 会計室 7 選挙管理委員会事務局 8 人事委員会事務局 9 監査事務局 10 議会局	1 温暖化対策統括本部 2 政策局 3 環境創造局 4 資源循環局 5 消防局 6 水道局	1 こども青少年局 2 健康福祉局 3 医療局 4 医療局病院経営本部 5 交通局 6 教育委員会事務局	1 財政局 2 国際局 3 市民局 4 文化観光局 5 経済局
区		西区、中区、南区、 港南区、磯子区、金沢区	保土ヶ谷区、旭区、戸塚区、 栄区、泉区、瀬谷区	鶴見区、神奈川区、港北区、 緑区、青葉区、都筑区
特任事項	1 市会提出案並びに重要事務事業の執行及び運営に関する方針及び計画の確定又は変更に関する事案 2 危機管理に関する全庁的な事項の調整 3 公共工事等の技術的な事項の調整 4 総括コンプライアンス責任者	1 市会提出案並びに重要事務事業の執行及び運営に関する方針及び計画の確定又は変更に関する事案 2 最高情報統括責任者 3 最高情報セキュリティ責任者 4 最高データ統括責任者	1 市会提出案並びに重要事務事業の執行及び運営に関する方針及び計画の確定又は変更に関する事案 2 区政に共通する事項の調整	
常任委員会	1 政策・総務・財政委員会 (総務局、行政委員会等関係部分) 2 国際・経済・港湾委員会 (港湾局関係部分) 3 建築・都市整備・道路委員会	1 政策・総務・財政委員会 (政策局関係部分) 2 市民・文化観光・消防委員会 (消防局関係部分) 3 温暖化対策・環境創造・資源循環委員会 4 水道・交通委員会 (水道局関係部分)	1 こども青少年・教育委員会 2 健康福祉・医療委員会 3 水道・交通委員会 (交通局関係部分)	1 政策・総務・財政委員会 (財政局関係部分) 2 国際・経済・港湾委員会 (国際局、経済局関係部分) 3 市民・文化観光・消防委員会 (市民局・文化観光局関係部分)
特別委員会	※ 市会特別委員会の分担については、特別委員会において調査・研究する事項に応じ、適宜当該事項を所管する局の担当副市長が担うこととする。			

お問合せ先

総務局人事課長 水野 圭一郎 Tel 045-671-2055

(副市長の事務分担について)

総務局人事課組織定数担当課長 直井 一浩 Tel 045-671-2051